

パワハラ防止法が
中小企業でも義務化されることを
ご存知ですか？

ハラスメント対策のご案内

パワハラ防止法(*)が2020年6月より施行され、中小企業では2022年4月より『事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること』が義務化されます。

**パワハラ防止法等の成立により、
事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています**

(*)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。



ハラスメント被害者が声をあげやすい環境



事業主が管理責任を問われやすい環境

5分でわかる!

パワハラ防止対策



動画だから
わかり
やすいね!

チェックして
みましょう!

指針に定められている事業主が講ずべき措置

10

チェック!



具体的内容	具体的な対策はこちら
職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発している	 <p>NO ハラスメント ハラスメント</p> <p>ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト あかるい職場応援団</p>
ハラスメント行為者には、厳正に対処する旨の方針や対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発している	
相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知している	
相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できる体制が整っている	
相談内容の事実関係を迅速かつ正確に確認できている	
事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置が適正に行われている	
事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置が適正に行われている	
再発防止に向けた措置が講じられている	
相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知している	
事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発している	

↑一つでもチェックできていない項目があれば、**パワハラリスク対策が必要**です。

事件事例(想定)

- 管理職が、「体調不良の原因は人前で叱責罵倒されたからである」と部下からパワハラで訴えられた。



- 従業員の私生活に関する個人情報、本人の了解を得ずに他の従業員に暴露した。



- 相手を罵倒し、人格を否定するような内容のメールを、当該相手を含む他の従業員に送信した。



※事件事例は、東京海上日動火災保険株式会社が作成した想定事例です。

パワハラリスク対策に商工三団体の業務災害総合保険「雇用関連賠償責任補償特約」がオススメです!

「パワハラ」が法律で定義されたことで被害者が声をあげやすい環境が整い、**事業主はより一層管理責任が問われやすくなっている**といえます。また**実際に数百万円の損害賠償が認められた事例も存在**します。

「**雇用関連賠償責任補償特約**」は、日本国内で**パワハラと認定**される管理責任や、不当解雇等で訴えられた会社や事業者の**賠償リスクを補償の対象**とします。



〈商工三団体の
業務災害総合保険〉
商工三団体の会員の
皆様への割引

最大
約 **56** %

割引!!

補償内容	支払限度額	月払保険料(年間売上高5,000万円)			
		建設業(設備工事業)	製造業(金属製品)	小売業	貨物運送業
雇用関連賠償責任補償特約	1,000万円	1,740円	990円	1,470円	2,000円

雇用関連のリスクを最大3,000万円まで補償します。

(*) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体制度の概要についてご紹介するものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご契約によっては本特約をセットすることができない場合があります。また、保険内容の詳細は、団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりまして、不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社におたずねください。

【代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社